

おかやま森づくりサポートセンター指導者派遣要領

(目的)

第1 学校等が行う森林・林業教室や森林保全活動に対し、おかやま森づくりサポートセンターから森づくりサポーター（以下「指導者」という。）を派遣することにより、子どもたちに森林の大切などの理解を深めてもらうことを目的とする。

(派遣する行事等)

第2 学校等の行事等として行うもので、おかやま森づくりサポートセンターの目的に沿ったものであること。

(派遣の申請)

第3 指導者の派遣を要望する学校等（以下「申請者」という。）は、指導者派遣申請書（様式1号）を行事等を開催する1か月前までにおかやま森づくりサポートセンター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(派遣)

第4 センター長は、前条の規定する申請書を受理した時は、当該書類を審査し、適当と認められる場合は、指導者派遣通知書（様式2号）を申請者に交付する。

(派遣する指導者)

第5 指導者として登録している者の中から当該行事等の内容に精通した者を派遣する。

(指導者への了知)

第6 指導者には、指導者派遣申請書（写）及び指導者派遣通知書（写）を送付し、行事等の内容を事前に了知させておくものとする。

(完了報告)

第7 申請者は、行事等が完了した後、10日以内に完了報告書（様式3号）をセンター長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8 派遣に要する経費は、おかやま森づくりサポートセンターが必要に応じて負担するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた時は、その都度定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。